

決定年月日	平成25年11月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年（ネ）第10002号		
発明の名称を「使い捨て紙おむつ」とする特許権（特許第4197179号）に基づく損害賠償請求につき，被控訴人が製造・販売する紙おむつは同特許発明の技術的範囲に属しないとして，控訴人らの請求を棄却した原判決を是認した事案。			

（関連条文）特許法70条

- 1 本件は，控訴人らが，被控訴人の製造・販売する紙おむつが本件特許権を侵害すると主張して，被控訴人に対し，不法行為に基づき，損害賠償を請求した事案である。被控訴人は，各被控訴人製品は本件各特許発明の技術的範囲に属さず，また，本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものであると主張して争った。
- 2 原判決（東京地方裁判所平成22年（ワ）第12777号・平成24年11月30日判決）は，各被控訴人製品は，本件各特許発明の構成要件を充足しないとして，控訴人らの請求を棄却した。控訴人らは，本件控訴を提起し，控訴審において均等侵害の主張を追加した。被控訴人は，均等論の各要件を充足しないとして均等侵害の成立を争った。
- 3 本判決は，以下のとおり，各被控訴人製品は，本件各特許発明の構成要件Dを充足せず，また，均等論の第2，第1要件を充足しないとして，各被控訴人製品は本件各特許発明の技術的範囲に属しないと判断した。

本件第1発明1の構成要件Dの「サイドフラップ」とは，吸収体の裏面側を覆う裏面シートのうち，吸収体の側縁よりも外方に延在したものを指すものと認められる。「サイドフラップ」を，体液漏出防止機能を有する構成を意味し，単なる裏面シートの「余剰部」を意味しないとする控訴人らの主張を採用することはできない。各被控訴人製品の裏面シートの長手方向側縁は，脚周り部位において，吸収体の側縁と一致せず，裏面シートの一部は，吸収体の側縁よりも外方に延在して，「サイドフラップ」を形成しているから，各被控訴人製品は構成要件Dを充足しない。

本件第1発明1は，構成要件Dの「サイドフラップを無くし」との構成により，脚回りをすっきりさせて見栄えの向上を図るとの作用効果を奏するものであるから，裏面シートが吸収体の側縁の外方に延在することにより，サイドフラップを備えた各被控訴人製品が，上記作用効果を奏することがないことは明らかであり，各被控訴人製品は，均等の第2要件（置換可能性）を充たさない。また，本件第1発明の本質的部分は，構成要件B，C，D，E1，E2及びFの構成を採用することにより，コンパクト化等を図りながらも十分な吸収性能を確保することができ，かつ臀部のカーブ線に沿って吸収体をフィットさせることでゴワ付き感やもたつき感を無くすことができるという効果を奏し，また，脚周りに沿って形成されているサイドフラップを無くし脚回りをすっきりさせて見栄えの向上を

図ることができるという効果を奏する点にある。各被控訴人製品は、構成要件Dの「サイドフラップを無くし」との構成を具備せず、サイドフラップを具備することにより、本件第1発明の上記作用効果のうち、少なくとも「脚周りに沿って形成されているサイドフラップを無くし脚周りをすっきりさせて見栄えの向上を図ることができる」との作用効果を奏するものではないから、各被控訴人製品と本件第1発明1との差異は、本件第1発明1の本質的部分に当たる。したがって、各被控訴人製品は、均等の第1要件（非本質的部分）も充たさない。